

事務連絡

平成23年3月24日

社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

東北地方太平洋沖地震の被災地における倒壊家屋等の解体・処理について

標記について、被災地における倒壊家屋等の解体・処理にあたっては、被災状況等を踏まえ、地方公共団体等の指導に従い、適正に実施されるようお願いする。

また、法務省民事局第二課長より、「東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について」(別添参照)により、依頼があったところであり、貴団体におかれても、この趣旨を踏まえ、傘下会員に対し周知、指導方よろしくお願いします。

国 総 事 第 5 3 号  
平成 23 年 3 月 24 日

総合政策局建設業課長 様

総合政策局事業総括調整官

東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について

標記について、法務省民事局第二課長より依頼があったので連絡します。



法務省民二第735号  
平成23年3月24日

国土交通省大臣官房公共事業調査室長 殿  
国土交通省総合政策局事業総括調整官 殿

法務省民事局民事第二課長



### 東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について (依頼)

標記地震による被災地域において、倒壊家屋の撤去等の復旧作業が開始されているところですが、当該作業に伴い土地の境界を示す境界石、コンクリート杭、金属鉢等の境界標識や、塀・石垣の基礎部分、側溝が破壊されるおそれがあります。これらの境界標識等は、今後における各種復興作業を実施するに当たっても、土地の位置、境界を確認するために極めて重要な役割を果たすものであり、その重要性に鑑み、災害復旧作業地域においても可能な限り保存されるよう配慮する必要があります。については、この趣旨を踏まえ、関係作業機関等へ下記につき周知が図られるよう取り計らい願います。

なお、厚生労働省及び環境省に対しても同趣旨の依頼をしておりますので、念のため申し添えます。

#### 記

#### 周知内容

倒壊・滅失した建物の敷地の整理を行う場合には、土地に境界石、コンクリート杭、金属鉢などが埋設されていないかどうか注意してください。

これらは、土地の境界を示す「境界標識」の可能性があります。

境界標識は、土地の境界を特定するために役立つもので、紛争の予防・解決の決め手となることが多く、今後の復興作業のために、可能な限りその保存が図られるように配慮をお願いします。

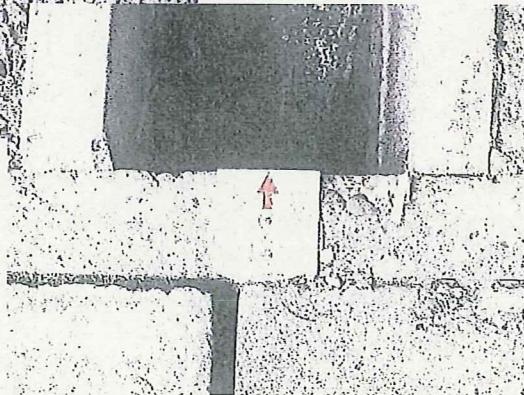
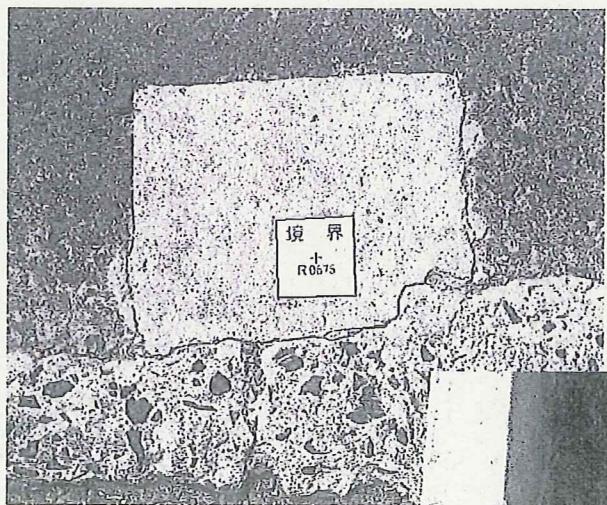
境界標識のほか、塀・石垣の基礎部分や側溝なども土地の境界を特定するため役立つものですので、これらの保存についても留意をお願いします。

参考



石杭

コンクリート杭



金属標